

横浜市民スポーツ大会・横浜市民マスターズスポーツ大会助成事業要綱

制 定 平成 26 年 4 月 1 日

最近改訂 令和 2 年 1 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人横浜市スポーツ協会（以下、「協会」という。）の加盟競技団体（以下、「競技団体」という。）が、横浜市民スポーツ大会（以下、「市民大会」という。）及び横浜市民マスターズスポーツ大会（以下、「マスターズ大会」という。）を開催するための助成金交付に関して、必要な手続きを定める。

(助成対象事業)

第 2 条 広く市民各層のスポーツ振興とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、スポーツ交流を通じて健康で明朗な市民生活の確立をするために開催する、市民大会及びマスターズ大会で、次の用件を備えた事業とする。

- (1) 参加資格は、横浜市内在住・在学・在勤、及び横浜市内のクラブ・チームに在籍するものとする。
- (2) マスターズ大会の参加年齢については、男子 40 歳以上、女子 35 歳以上を原則とする。
- (3) 競技規程は、各競技団体の規定とする。
- (4) 本大会は原則として単独大会で実施する。
- (5) 順位を決定し、表彰する。

(実施計画書等の提出)

第 3 条 当該事業を申請する競技団体は、次の各号の事業申請書類一式を、定められた期限までに、協会会長に提出する。

- (1) 大会実施計画書（第 1 号様式）
- (2) 収支予算書（第 2 号様式）

(報告書等の提出及び提出期限)

第 4 条 申請団体は、大会終了後 1 ヶ月以内に、次の各号の報告書類一式を協会会長へ提出するものとする。

ただし、3 月中に終了する大会については、翌年度 4 月 10 日までとする。

- (1) 完了報告及び助成金交付申請書（第 3 号様式）
- (2) 大会報告書（第 4 号様式）

(助成金交付額の決定)

第 5 条 助成金の交付額は、前条の報告書をもとに、別表 1 に掲げる基準に照らし合わせて決定する。ただし、決算書の助成金を除いた収支差額が、助成額を下回る場合には、その収支差額を上限とする。

2 協会会長は、審査上必要と認めるときには他に資料の提出を求めることができる。

3 協会会長は、前条に定める提出期限を越えても必要書類が提出されない場合には、助成金を不交付とすることができる。

(助成金の交付)

第6条 協会会長は、助成金交付通知(第5号様式)により助成金額の通知をするとともに、助成金を申請団体指定の口座に振込むものとする。

(経費の明瞭化)

第7条 申請団体は収支簿を作成し、助成金の使途について明らかにしておかなければならない。

(調査)

第8条 協会会長は、必要があると認めた場合には、各種書類の検査を行うことができる。

2 協会会長は、必要があると認めた場合には、助成事業の状況について報告を求めることができる。

(助成事業の取消等)

第9条 協会会長は、申請団体が次の各号の一に該当する場合、助成事業の認定を取消し、助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手続により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金を、助成対象経費以外の経費に使用した場合
- (3) その他、この要綱に違反した場合

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成26年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

2 この要綱は令和2年4月1日より施行する。

別表1（第5条）

横浜市民スポーツ大会・横浜市民マスターズスポーツ大会助成基準

| 基準 | 参加者数(人) | 審判・役員数(人)※1 | 会場使用料(円)※2 | 合計点数 | 助成限度額(円) |
|------|-------------|-------------|---------------------|-------|----------|
| A(5) | 1,501～ | 301～ | 500,001～ | 14～15 | 110,000 |
| B(4) | 1,001～1,500 | 201～300 | 300,001～ 500,000 | 11～13 | 90,000 |
| C(3) | 401～1,000 | 101～200 | 80,001～ 300,000 | 8～10 | 70,000 |
| D(2) | 201～400 | 51～100 | 30,001～ 80,000 | 5～7 | 50,000 |
| E(1) | ～200 | ～50 | ～30,000 | 3～4 | 30,000 |

※1 600人を超えるとプラス30,000円、900人を超えるとプラス60,000円

※2 1,000,000円を超えるとプラス30,000円、2,000,000円を超えるとプラス60,000円